



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 ナカバヤシ株式会社
代表者名 取締役社長 辻村 肇
(コード：7987 東証・大証 第一部)
問合せ先 取締役管理統括本部長 作田 一成
(TEL. 06-6943-5555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 64 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

取締役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法第 426 条および第 427 条の定める取締役の責任免除制度に基づき、定款に第 29 条【取締役の責任免除】の規定を新設するものであります。なお、定款第 29 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(新設)	<p>【取締役の責任免除】</p> <p><u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
第 29 条～第 42 条 (記載省略)	第 30 条～第 43 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日)

以上